

長崎県公立大学法人の重要な財産を定める条例

平成 26 年 3 月 31 日
長 崎 県 条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項及び第44条第 1 項の規定に基づき、重要な財産を定めるものとする。

(法第 6 条第 4 項に規定する重要な財産)

第 2 条 法第 6 条第 4 項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、法第 42 条の 2 第 1 項又は第 2 項の認可に係る申請の日における帳簿価額が50万円以上のもの（除却が予定される財産であってその評価額が50万円未満のもの及びその他当該財産の性質上、法第42条の 2 の規定により納付することが適当でないと知事が認める財産を除く。）とする。

(法第44条第 1 項に規定する重要な財産)

第 3 条 法第44条第 1 項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が 1 件 2 万平方メートル以上のものに係るものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。